

「さいたま市立三橋中学校いじめ防止基本方針」 概念図



さいたま市立三橋中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめ防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する。

さいたま市立三橋中学校いじめ防止基本方針は、本校生徒が明るく楽しい学校生活を送ることができ、行きたくなる学校となるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに学校の組織的な対応につなげる。又は、必要に応じて学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、早期解決に努める。
- 2 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込みず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 三橋中学校いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために組織する。

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学校地域コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、民生委員、自治会長

※必要に応じて、構成員以外（スクールソーシャルワーカーなど）の関係者を招集し、対応できる。

(3) 開催

ア 定例会（年2回）

イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

三橋中学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・三橋中学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・三橋中学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、三橋中いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

2 三橋中子どもいじめ対策委員会

(1) 目的：いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくるとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員：生徒会長、生徒会副会長、生徒会書記、各専門委員会委員長8名

(3) 開 催

ア 人権週間および人権の日

(11月末実施。毎朝、三橋中人権宣言を教室に掲示したりクラスで朗読する。

人権の日は、全校で集会を開き、人権についての講演会や三橋中人権宣言を全校生徒で掲げる。)

イ 子ども会議（2学期中に市内の各学校の代表者が集まり、いじめについて考える。）

ウ 生徒総会（1学期中に実施。三橋中人権宣言をするとともに、いじめについて考える。）

エ 評議会（月に1度、各クラスの実態について話し合う。）

オ 目安箱（年間を通して、常に助けを求める声に耳を傾ける。）

カ 定例会（毎週木曜日に行われている生徒会本部の定例会の中で、情報の交換・共有。）

(4) 内 容

ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

イ 話合いの結果を学校に提言する。

ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

ア 「いじめをしない、許さない」という資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

イ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

ア 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「主として他の人とのかかわりに関するここと」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

(1) 実施要項に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

ア 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学年・学級スローガンづくり

イ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開

（三橋中いじめ撲滅宣言 策定→三橋中いじめ撲滅宣言カード作成、配布【予定】）

ウ 校長等による講話

エ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

オ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

ア 「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

イ 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

ア 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

ア 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

(1) 特別活動の時間で「いのちの支え合い」を学ぶ授業の実施

ア 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に着ける。特にいじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようになる。

イ 授業の実施は、全学年1学期中に行う。

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

ア 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

イ 「携帯・インターネット安全教室」の実施は、年に1回、保護者へも公開している。

6 技術・家庭科の授業を通して

(1) 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施

ア 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

イ 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：3年生 10月～11月

7 人権に対する取組を通して

(1) 「人権作文」の実施

ア 生徒全員に人権作文を取組させ（6月中）、人権についての意識を深めることや考えを表現させる。

(2) 「人権集会」の実施

ア 講師を招き、人権についての講演をしていただき、生徒一人ひとりの人権に対する正しい理解や意識を高める。

イ 生徒会長による三橋中人権宣言を発表するとともに全生徒で理解し、実践できるよう努める。

8 その他

読書活動・体験活動の充実、「さいたま市子ども会議」「いじめ防止シンポジウム」「心を潤す4つの言葉推進運動」の実施

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の生徒の観察

※ 早期発見のポイント

①生徒のささいな変化に気付く ②気付いた情報を共有する ③情報に基づき速やかな対応

（1）健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底

（2）授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている

（3）休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる

（4）給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる

（5）部活動：無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている

（6）登下校：独りぼっち、荷物を持たせられる

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

（1）アンケートの実施：1学期4月、2学期9月、3学期1月（年3回実施）

（2）アンケートの結果：学年・学校全体で情報を共有する。

（3）アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。

面談した生徒について、記録をとり保存するとともに、学年・
学校全体で情報を共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

（1）生徒指導委員会等の報告により、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

（2）いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 年3回、教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
- (3) さわやか相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：2学期（年1回実施）
- (2) アンケート結果の活用：・・・学年主任が集約し報告→組織的な対応をする。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：三橋地区生徒指導4校連絡協議会（年2回）
- (2) 学校評議員：学校評議員会（年2回）
- (3) 保護者：地区懇談会（年1回）・家庭訪問（年1回）・第三者面談（年1回、3年は複数回）

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対抗につなげていく体制を整備する。

- 校長は、情報を集約し組織的な対応の全体指揮を行う。また、構成員を招集しいじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長の全体指揮のもと、指導方針の共通理解を確認し、連絡調整、見届けを行う。
- 教務主任は、校長・教頭からの指示のもと、全教員の補助を行う。
- 担任は、事実の確認のため情報収集を行う。また、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保すると同時に、いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。また、保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。
- 学年担当は、いじめられている生徒には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。
- 学年主任は、担当する学年の生徒の情報収集を行う。担当する学年の情報を共有し校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。また、生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備し、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、いじめられている生徒及び保護者の心のケアに向けての指示を出す。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収

集を行う。

- 養護教諭は、いじめられている生徒及び保護者的心のケアに努め、情報収集を行う。
- 部活動の顧問は、部活動内でのいじめの場合は、学年担当と協力し、事実の確認のため情報収集を行う。また、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保すると同時に、いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。また、部活動内でのいじめでない場合も、いじめられている生徒を「部活動でも守る」という部活動の方針を部員及び必要に応じて保護者にも伝え、被害者的心のケアに努める。
- さわやか相談員は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報提供を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連續して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：・・・年度当初
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証：・・・学校評価後の分掌会議

2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」
ア 授業規律：・・・「授業規律5ヶ条」の掲示・授業研究
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
ア 生徒理解など：・・・配慮を要する生徒についての理解
発達障害等についての理解
- (3) 情報モラル研修
- (4) 特別支援教育、国際教育、人権教育研修会【転入職員研修、四校合同人権教育研修会】

X P D C A サイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、三橋中いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、という PDCA サイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C A サイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：心のアンケート実施後 5月、10月、2月とする。
- (2) 三橋中学校いじめ対策委員会の開催時期：生徒指導委員会と兼ねて開催。
- (3) 校内研修会等の開催時期：4月、8月とする。